



特許庁特許審査第四部映像機器 上席審査長

佐藤 伸夫 sato-nobuo@jpo.go.jp

これからの特許行政

4月号の本欄では、昨年までの最近の特許行政についての紹介がされました。今月は、これからの特許行政は、どのような方向に進んでいくのか、というお話をしたいと思います。

4月号の本欄を少しレビューしておきますと、知的財産立国をこれからの国家目標としていこうという方針のもとに、昨年7月、「知的財産戦略大綱」が、内閣総理大臣主催の知的財産戦略会議で決定されたこと、そして、大綱の具体的な行動計画を議論するため、経済産業省が、産業構造審議会の知的財産政策部会の中に4つの委員会を設けたことが、紹介されています。

その委員会の1つに、特許制度小委員会というのがあります。この小委員会で、これからの特許制度の在り方についてさまざまな議論が重ねられ、昨年12月に、「中間とりまとめ(案)」が出されました。この「中間とりまとめ(案)」は、これからの特許制度の方向性について非常に重要な意味を持つこととなりますので、今回は、この報告書の内容を紹介することにします。

■基本的視点

「中間とりまとめ(案)」では、次の2つの大きな基本的視点をあげています。

I. 特許審査体制の整備と特許制度・運用の見直し

II. 知的財産管理の強化に向けた企業の取組みの促進

この2つの視点が出された背景には、近年低迷する我が国の国際競争力の回復・強化のためには、事業環境の整備が必要であり、また、国際的な企業間競争において知的財産権が戦略上大きな役割を占める状況に対応できる環境を整備することが必要である、という現状の認識があります。そして、こうした現状を改善するために、特許庁においては、特許制度の整備と、制度の国際的調和に向けて取組みが必要であり、同時に、制度の利用者である企業や弁理士においても、協力がなされること

必要である、という提言となっています(図-1)。

それでは、本欄の読者に関連の深いところに重点を置きつつ、少し具体的に内容を見ていきましょう。



■特許審査体制の整備と特許制度・運用の見直し

特許審査体制の整備

特許審査官の増員や能力の一層の向上、先行技術調査等に関するアウトソーシングの拡充、審査補助職員の活用により、審査体制の強化に努める、というものです。

先端技術分野における創造的な技術革新の促進

技術革新とグローバル化が進展する中で、我が国の産業競争力の強化を図るためには、先端技術分野における研究開発成果を、タイミングよく保護し、こうした分野におけるインセンティブを強化していくことが重要です。

(1) 先端医療行為の特許法上の取扱いの明確化

先端医療行為の特許法上の取扱いについても、現在検討が進められています。

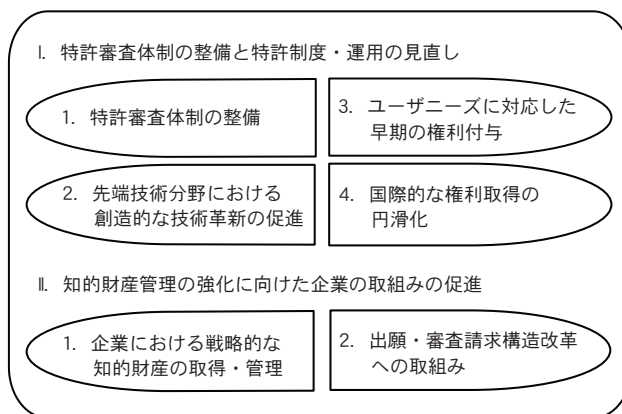


図-1 産業構造審議会／知的財産政策部会／特許制度小委員会「中間とりまとめ(案)」の概要



	出願料	審査請求料	特許料	合計
現行料金（旧料金）	2.01 万円	9.95 万円	35.62 万円	47.67 万円
改定料金（新料金）	1.60 万円	19.90 万円	16.66 万円	38.16 万円

表 -1 平均的出願（請求項目 7.6 項，権利維持期間 9 年）における新旧料金比較

(2) 研究動向を踏まえた特許審査基準の策定・公表等

先端技術分野における研究動向を踏まえつつ、審査基準を適切なタイミングで明確にしていくとともに、専門の審査室の機動的な配置を行うなどの体制整備に努める、というものです。

(3) 補正の制限に係る審査基準の見直し

出願された明細書・図面についての補正の制限の運用があまりに厳格すぎると、基本的な特許の権利範囲が過度に小さくなるということにもなりかねません。そこで、運用の弾力化の方向で検討が進められています。

ユーザニーズに対応した早期の権利付与

近年、特許出願や審査請求件数が世界的に増大する傾向にあり、また、我が国の請求期間が7年から3年へと短縮されたことに伴う審査請求件数の一時的な急増により、審査待ち期間が長期化（2001年で、約22月）しつつある状況にあります。

これに対して、現在、一定の条件を備えた出願については、早期審査請求という手続を行うことにより、通常より早期に審査着手（同約3.2月）がなされるという「早期審査制度」が実施されていますが、その利用は、まだ3,000件程度にとどまっています。

そこで、この制度の一層の普及に努め、利用の促進を図っていく、ということです。

ちなみに、この「早期審査制度」の対象となる出願は、次のものです。

- ①実施関連の出願、②大学や公的研究機関による出願、③外国関連出願、④中小企業等による出願

国際的な権利取得の円滑化

国際競争力の強化のため、我が国の出願人が、国際的な権利を円滑に取得できるような環境を整えようとするものです。

(1) 単一性要件の見直し

1つの出願としてまとめることができる発明の範囲、すなわち「単一性」に関する我が国の基準を、PCT出願（国際出願）などの規定ぶりと整合させ、出願人の手続負担の軽減を図るとともに、審査や先行技術調査の負

担を軽減しようとするものです。

(2) 記載要件の見直し

特許権の範囲を定める特許請求の範囲を裏付ける明細書の記載要件の規定を、PCT出願などの規定を参考にしつつ、見直すというものです。

(3) 国際的な審査協力の推進

日米特許庁間、日欧特許庁間の審査協力や審査官交流が、その内容になります。



■知財管理の強化に向けた企業の取組みの促進

企業における戦略的な知的財産の取得・管理

欧米企業に比べて国内出願重視の傾向を持つ我が国企業に対して、グローバルな競争を意識した戦略的な行動を促す、ということです。

出願・審査請求構造改革への取組み

今後、知的財産立国実現のためには、産業界からの戦略的な出願や、将来的に知的財産創造活動が期待される大学からの出願など、我が国の産業競争力の強化に貢献できる出願に対し、限られた審査能力をより多く振り向け、迅速・的確な権利取得が可能になるような出願・審査請求構造としていくことが、必要になってきます。

(1) 費用負担の不均衡の是正と適正な審査請求行動の促進を目指した料金体系の導入

出願手数料、特許料を引き下げ、審査請求料を引き上げることで、実際にかかるコストに近いかたちに料金体系を近づけるとともに、出願から特許維持までの1件当たりの総費用を軽減することで、企業の戦略的な取組みに対するインセンティブを強化していくとするものです。

表 -1 の試算モデルを使った新旧料金比較を見てみましょう。これによれば、改定後の料金は、出願料で24%、従来最も比重の高かった特許料が54%引き下げられ、審査請求料は、2倍以上引き上げられますが、総費用は、10万円近く下がるのが、分かると思います。

なお、現行料金から改定料金への移行時期には、審査

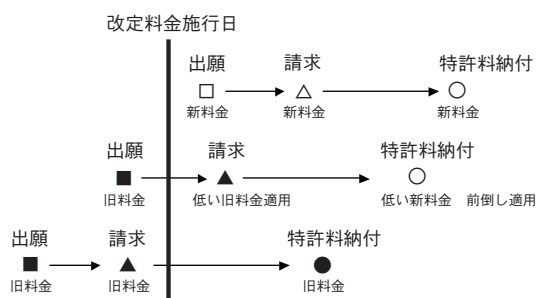


図-2 改定料金への移行期における影響緩和策の導入

請求料の引き上げによる負担増が、特許料引き下げによる負担減効果に先行して生じることが懸念されますが、この対策として、今回の改定料金施行日（平成 16 年 4 月 1 日）より前に出願されたものについては、施行日より後に審査請求した場合でも、現行どおりの（低い）審査請求料を適用するとともに、特許料として改定後の（低い）新料金を適用することにしており、円滑な移行が図られています。この様子は、**図-2**をご覧ください。

(2) 中小・ベンチャー企業に対する特許取得などに関する支援措置の拡充

今回の料金改定にあたっては、前述の移行期の影響緩和策に加えて、従来の料金減免措置が拡充されるとともに、中小企業・個人に対する先行技術調査の支援措置が拡充されることになっています。

(3) 審査請求後に取り下げられた出願に対する審査請求

料の一部返還制度の導入

審査請求料の 1/2 を返還することにより、取り下げた出願人の経済的メリットを確保しようとするものです。

この特許制度小委員会の提言に基づいて、特許庁では、特許法等の一部を改正する法律案を作成し、去る 2 月 28 日に閣議決定されました。法律案は、4 月にも今国会に上程される見通しとなっており、この原稿が読者の皆さんの目に止まる頃には、すでに国会で可決されているかもしれません。我が国産業の国際競争力の再生をかけ、「知的財産立国」実現に向けた重要な一歩が、今、踏み出されようとしています。

（平成 15 年 3 月 18 日受付）

ぱつと、一息。

《PCT 出願》

皆さんが、外国に出願することになったとしましょう。そこで、皆さんがまず直面することになるのが、世界各国の間で、出願書類の書式がまるで違っているという問題です。各国の書式に合わせて書類を整えるには、大変な苦勞が要ります。

こうした問題を解決するために、1970 年に、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT と略称されることが多い）が結ばれて、日本も加入しました。この条約は、国際出願の制度を創り、手続の一部を国際的に統一して行おうとするものです。

PCT では、世界各国共通の書式が決められていますし、1 つの出願としてまとめることができる発明の範囲、すなわち「単一性」に関するルールなどが決められています。

皆さんが、この条約に従って行われる国際出願、すなわち「PCT 出願」の制度を利用すれば、1 つの書式の書類を整えるだけで、世界各国でそれぞれの国の特許出願として扱われることとなりますから、大変便利です。

《補正の制限》

ここでいう「補正」というのは、特許出願の明細書または図面の記載を、出願した後で訂正することを意味しています。

皆さんもご存じのように、日本では、特許出願についての判断が、出願時点を基準して行われますので、出願時点で考えてもいなかったような新規事項が、ずっと後になって、明細書や図面に入り込んできてしまったら、大変まずいことになります。

そこで、特許法では、補正できる内容について、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。」（第 17 条の 2）として、制限を加えています。これが、いわゆる「補正の制限」です。

さらに、この補正の制限に関する審査基準において、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項から直接的かつ一義的に導き出せる事項」も認めるとしています。

しかし、我が国における補正の制限についての審査基準の運用は、硬直的にすぎるのではないかと、という指摘がされており、現在、基準の見直しが検討されています。



連載：とつきよ Now !